8　空港安全国際調整官は、命を受けて、空港等に係る安全に関する国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（空港安全室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9　空港運営安全企画調整官は、命を受けて、空港等の運営に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画、分析、調整及び指導に関する事務をつかさどる。

10　航空保安国際業務推進官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係る国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

11　航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空に関する犯罪に資する情報の収集及び分析並びにこれらに基づく評価に関すること。

二　航空に関する犯罪の防止のための関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

12　航空保安監査官は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止に係る措置の実施に関する監査に関する事務をつかさどる。

13　（略）

14　国際調整官は、命を受けて、安全企画課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（安全管理推進官、空港安全国際調整官及び航空保安国際業務推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

6　（略）

7　国際調整官は、命を受けて、安全企画課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（安全管理推進官及び危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

第百二十五条　削除

8　危機管理調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する特定事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（空港安全監督室及び航空保安対策室、空港安全国際調整官、空港施設安全企画調整官、空港運営安全企画調整官、空港保安防災企画官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官並びに空港保安防災教育訓練センター）

第百二十五条　空港安全・保安対策課に、空港安全監督室及び航空保安対策室、空港安全国際調整官、空港施設安全企画調整官、空港運営安全企画調整官、空港保安防災企画官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。

2　空港安全監督室は、空港等に係る安全に関する国際的な基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に関する事務をつかさどる。

3　空港安全監督室に、室長を置く。

4　航空保安対策室は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する事務（航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　航空保安対策室に、室長を置く。

6　空港安全国際調整官は、命を受けて、空港等に係る安全に関する国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（空港安全監督室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　空港施設安全企画調整官は、命を受けて、空港等の施設に関する安全性の向上に関する特定事項についての企画、分析、調整及び指導に関する事務をつかさどる。